

第1 目的

AI や IoT をはじめとする先進技術の活用により社会経済が様変わりする中、本県の IT 産業における新たなビジネス創出や製造業などの非 IT 産業におけるテクノロジーの利活用を促進するため、その担い手となるプログラミング人材の育成・確保を図る。

第2 業務内容

プログラミング人材の育成・確保に必要な知識・技術等の能力を付与するため、次に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目的達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。

プログラミング教育の実施に当たっては、県内の求職者や企業内人材等に対して必要な教育カリキュラムを企画し、講師の確保や受講者へのフォローアップ体制等を構築して、教育を行うこと。

また、事業の実施に当たっては、県内の自治体や企業、商工団体、産業支援機関等とも連携して受講者の県内就職等につながる工夫を行うとともに、以下のとおり実施すること。

(1) プログラミング教育

プログラミング全般や、プログラミング教育修了後の就業・起業等を想定した企業内や受託開発等におけるプログラミングを活用した開発手法等について広く基礎的な知識を得られる内容とするとともに、プログラミング言語「Python」に関する専門的な知識及び技術について、実習を取り入れて実践に即した教育を行うこと。

また、プログラミング未経験者であっても受講できる内容とし、効率的な教育を実施するため、教育に最適な催行人数や期間、開催回数、1回当たりの教育時間等について企画・立案するとともに、受講者が適切なレベルから受講することもできるように必要に応じて初級編・中上級編などに教育段階を区切って教育を行うなどカリキュラムを構築し、プログラミング教育を以下のとおり実施すること。

ア 受講対象者

県内在住者、或いは県内企業の従業員もしくは同企業への就職を希望する者、或いは受講後に県内で起業予定の者で、以下の ~ に該当する者。

求職者

県内の企業内人材（転職希望者や企業からの派遣等による受講者等）

学生

その他、県が必要と認める人材

イ 受講者数

100人

ウ 受講修了者の到達イメージ

受講者が受講修了時に以下の内容を習得できるよう教育を行うこと

- ・IT 業界や IT の利活用を図っている企業等の取組を理解し、将来的に県内で IT や AI・IoT といった技術利活用推進の一翼を担うことのできる素養が身についている
- ・プログラミングに関して習得した知識を生かすことで、企業内やスタートアップ等において、自らが果たすべき役割や、どのような可能性を持つのか理解できている。
- ・システム開発における手順や手法、開発に関わる様々な用語や役割、開発に必要なコミュニケーションスキル等を理解し、新人として開発チームに参加し、リーダーの補助があれば機能を実装できるスキルを身につけている
- ・プログラミング言語「Python」の基礎知識を習得し、基礎的な Python プログラムを作成し実行できる
- ・Python を実装するにあたって必要な考え方が身についている
- ・「Python 3 エンジニア認定基礎試験」を受験し、合格を狙うことができる
- ・プログラムとは何かを理解し、Python 以外のプログラミング言語についても学ぶ素養が身についている

エ 実施場所

プログラミング教育は、佐賀市内及び伊万里市内において実施することとし、会場は、受講者の利便性に配慮した場所であって、受講定員を収容するのに適した広さ、エアコン設備その他適切な設備を有する場所を受託者において確保すること。

オ 講師の確保、その他必要な事務

講師の確保及び調整や、プログラミング教育の実施に必要な消耗品等の調達、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、当日の開催記録等については受託者の責任において行うこと。

なお、講師やその補助を行うスタッフ等については「第3 実施体制」において規定する。

カ 使用教材・機器

使用する教材については以下の条件を満たすこと。

なお、教育課程において使用する教材やパソコン等については必要に応じて受講者に負担を求めることも可能とする。その場合、受講者に負担を求めることによる効果や受講者募集等への影響について十分に勘案するとともに、想定される負担内容や金額、最低限必要と思われるパソコンのスペック等について提案書に具体的に記載すること。

市販されていない教材を使用する場合は、著作権に係る諸手続きを完結していること。

使用するソフトについては、必ずライセンスの許諾を受けていること。

キ 受講者選定

受講者の募集に当たり、必要に応じて受講者の選定を行うこと。なお、選定を行う或いは行う可能性がある場合は、具体的な選定手法について県と協議すること。

また、迷惑行為等により講座の開催に支障があると認められる受講希望者については、県との協議の上、受講を拒むことができることとする。これは、受講者の選定段階だけでなく、受講期間中であっても同様の取扱とする。

ク 受講者のフォローアップ及び個人情報等の管理

受講者については名簿等を作成し、個人情報等を含め適切に管理すること。

また、受講者に対しアンケート等を実施して、必要なフォローアップ等を行うとともに、カリキュラム等にもフィードバックすることで受講者が受講途中で離脱しないよう努めること。

なお、フォローアップ等を含めた受講者の管理や教育内容の理解度の把握方法については提案書に具体的に記載すること。

ケ 動画の作成・提供

集合研修を実施する場合は、受講者が研修に参加できない場合においても映像等により後日学習できる環境を提供すること。また、映像は欠席者がいない場合においても撮影し、受講者の復習用教材として提供すること。

なお、委託期間内に受託者を複数期間に分けて同じカリキュラムを提供する場合は、カリキュラム全体の映像を1セット記録・提供すれば良いものとする。

コ 修了証明書の発行

プログラミング教育の修了証明書の作成及び発行を行うこと。修了証明書の発行に当たっては教育内容の理解度を測るための指標を用意して、その指標を達成した者のみに対して証明書を発行することとし、修了に係る指標については提案書に具体的に記載すること。

サ 質問・問い合わせ対応

プログラミング教育に係る質問や問い合わせへの対応を行うこと。

また、プログラミング教育全般や個別具体的な教育内容等に関する受講者からの質問や問い合わせへ対応できる体制や仕組み等を構築すること。

シ その他

このほか、プログラミング教育を実施するにあたり想定される業務は以下のとおり。

受講者の出欠席の管理及び指導

指導記録の作成

受講者の中途離脱に係る対応

受講証明書の発行

災害発生時の連絡

教育状況の把握及び報告

受講者の能力習得状況の把握及び報告

修了時における受講者の就職決定・見込み状況の把握及び報告

教材費等の徴収（教材費等を徴収する場合）

その他県が必要と認める事項（個人情報の取り扱い含む）

(2) 県内企業との交流

受講者のプログラミング教育修了後の就業や地域との繋がり作りにつなげるため、県内企業（進出予定企業含む）と受講者の交流の機会を創出すること。

県内企業との交流会や短期インターンシップといった直接的な交流や、集合研修を行う際に県内企業による企業PRの時間を設けるといったカリキュラム内での交流等も含め、提案書に具

体的に記載すること。なお、交流機会を創出するに当たり必要な県内企業との調整については、県からの協力を得ながら実施すること。

その他、運営に必要な消耗品等の調達、スタッフの派遣、会場の確保・設営・撤去、当日の開催記録等については受託者の責任において実施すること。

ただし、飲食を伴う交流会等を開催する場合には、受講者から実費相当の参加費を徴収する等、委託事業の経費とは別にすること。

(3) 受講者の募集・広報

プログラミング教育及びそれと連動した県内企業との交流の実施に当たっては、web サイトやパンフレット、有料広告媒体といった各種広報媒体等を用いてプログラミング教育受講者の確保に必要な広報を受託者により行うこと。

なお、募集に当たっては単なる「プログラミング教室」の開催ではなく、本事業の目的を鑑み、修了後の就業等を受講者に意識させる広報を行うこととし、広報の手法については提案書に具体的に記載すること。

(4) 受講者向け説明会の開催

受講者を広く募ることを目的に、各開催場所において1回以上の受講者向け説明会を開催すること。

説明会においては、カリキュラムや受講料の説明のほか、受講の意義、プログラミングに関する知識の必要性、就業後の具体的な働き方のイメージ、県内企業との交流機会の提供等、説明会参加者のプログラミング教育への受講意欲を喚起する内容とすること。

(5) その他

このほか、受講者の就業・起業・スキルアップ等につながる方策や支援策等があれば提案書に具体的に記載すること。

また、本事業を実施するに当たって必要と思われる県による協力等があれば具体的に記載すること。

第3 実施体制

本事業は、次に掲げる体制を整備した上で実施すること。

このほか、事業の実施・運営に必要な人材や運営体制等があれば提案書及び実施体制図に具体的に記載すること。

(1) 受託者は、本事業の運営全体を統括し、管理する運営責任者を1名配置し、事務連絡や問い合わせ等に対応すること。

(2) 受託者は、人材育成に当たって講師を務めるに十分な資格や経験等を有する人材を確保し、指導に当たらせること。講師の人選については具体的に記載すること。

(3) 受託者は、実習等を円滑に進め、講師とともに人材育成を行うための補助員等を配置する必要がある場合は適宜それに足る人材を確保すること。

(4) 本事業に従事する責任者や講師等については、事業期間中であっても、本人からの退任の

届出があった場合については退任を、心身の故障のため業務に耐えられないと認められる場合は配置の取り消しを認めるものとし、受託者は速やかに後任の人材を配置すること。

- (5) 受託者は、本事業に従事する講師等に対し、守秘義務や個人情報保護法（平成15年法律第57号）等を遵守させるとともに、事業の目的もしくは内容を逸脱した行為を行わないよう適切な業務管理を行うこと。

第4 受講料

受講者の入学金、受講料（補講を含む）は無料とする。ただし、「第2 業務内容（1）カ 使用教材・機器」のとおり、教育課程で使用するテキストやパソコン等については受講者の負担とすることができるものとし、受講者に負担を求めるものについては全て提案書に記載すること。

第5 事業経費

- (1) 本事業が対象とする経費は次に掲げるものとし、見積書の作成においてはそれぞれの経費毎に積算を行うこと。

なお、「開催経費」及び「受講者1人当たりの経費」については、「第2 業務内容（1）イ 受講者数」において規定のとおり100名が受講する前提で算出し、「開催経費」については集合研修等を1回開催するに当たっての経費、「受講者1人当たりの経費」においては受講者1人当たりの経費がわかる形で算出すること。

【基本的経費】

業務全体の企画・運営に当たって必要となる管理費、人件費、旅費、諸費用や、受講者の募集・広報に係る費用、受講者向け説明会の開催にかかる経費、プログラミング教育におけるカリキュラム・教材・システム等の作成・管理に係る費用、プログラミング教育の全カリキュラムを映像として記録するための費用とする。

【開催経費】

プログラミング教育や県内企業との交流機会を提供する際に必要となる会場使用料、人件費、謝金、旅費、システム利用・管理費、設備・備品のリース料、諸費用とする。

なお、受講者を複数期間に分けて、プログラミング教育や県内企業との交流機会を提供する場合には、1期間ごとの経費を積算し、予定する期間数をそれに乗じて算出するものとする。

【受講者1人当たりの経費】

プログラミング教育や県内企業との交流機会を提供する際に、受講者1人当たりに係る管理費、教材費（受講者負担とする経費を除く）、システム利用料、設備・備品のリース料、諸費用とする。

- (2) プログラミング教育を実施するにあたり、（受講者を複数期間に分けて教育を行う場合にはその期間ごとの）受講希望者数が定員の20%に満たない場合には原則として開催を行わない

こととし、「(受講者を複数期間に分ける場合にはその期間ごとの)開催経費」を委託料から減額するための変更契約を締結することとする。

(3) 受講者数が、100名に達しなかった場合は、原則として達成しなかった人数分の「受講者1人当たりの経費」を委託料から減額するための変更契約を締結することとする。

また、プログラミング教育等の受講希望者数が100名を超えた場合は、原則として、「第2業務内容(1)ア 受講対象者」等を参考に、県と協議の上受講者を選定して事業を実施することとする。

(4) 本事業は、企業等からの協賛・協力を受けて事業を実施することも可能とするが、その場合は事前に県と協議を行うこと。また、協賛・協力企業に対して受講者の了解を得ずに個人情報を提供しないこと。

第6 委託期間

契約締結の日から令和3年3月22日(月)まで(予定)

第7 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供するものとする。

第8 その他

(1) 本事業に関する事務は、受託者が行うこと。

(2) 本業務の実施にあたっては県と十分に協議し、県の了承を得て行うこととし、受託者は、事業の実施状況について適宜県に報告すること。

(3) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む)等の知的財産権は、県及び受託者の共有(持分均等)とし、いずれの当事者もその行使について相手方への合意を得たものとして支払いの義務を負うことなく、第三者への利用許諾を含め、かかる共有著作権を行使することができるものとする。また、受託者は、発注者のかかる利用について著作権者人格権を行使しないものとする。

(4) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。

(5) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

(6) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。

なお、業務の統括及びプログラミング教育の企画・運営に係る業務は、本業務の中核となる業務であるため、再委託を認めない。

(7) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。

- (8) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、県の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (9) 本事業の実施にあたり、受講者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (10) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき県が判断した場合には、県の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。
- なお、具体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。